

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成25年度
計画更新年度	令和7年度
計画主体	にかほ市

にかほ市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：にかほ市 農林水産部農林水産課

所在地：にかほ市金浦字花潟93-1

電話番号：0184-38-4303（農林水産課直通）

FAX番号：0184-38-4050（農林水産課直通）

メールアドレス：rinmu@city.nikaho.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス類（ハシブトガラス等）、カモ類（カルガモ等）、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ
計画期間	令和 7 年度 ～ 令和 9 年度
対象地域	秋田県にかほ市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和 6 年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害面積（h a）	被害金額（千円）
カラス類	水 稻	0. 3 7	4 8 6
カモ類	水 稻	0. 3 7	4 8 6
ツキノワグマ	水 稻 その他	被害なし	
ハクビシン	野 菜 果 物	被害なし	
イノシシ	水 稻	0. 3 1	4 0 4
	その他	0. 0 3	2 9
ニホンジカ	被害なし		

（2）被害の傾向

○カラス類

市内一円で被害が発生しており、特に直播播種後に田へ侵入しての種子の食害や苗を踏み荒らすなど、出芽、苗立ちを阻害する被害がある。

○カモ類

市内一円で被害が発生しており、特に直播播種後に田へ侵入しての種子の食害や苗を踏み荒らすなど、出芽、苗立ちを阻害する被害がある。

○ツキノワグマ

市街地周辺での出没が増加しており、自家消費用の栗・柿の食害等が報告されている。令和6年度には人身被害もあり、農作物被害のみならず、今後も人身被害が懸念される。

○ハクビシン

農地に限らず住宅地等への侵入の被害報告が中山間地域のみならず郊外地でも増加している。このため被害に遭っている方々から有害鳥獣捕獲許可が市に申請されている。

○イノシシ

田畑での食害や掘り起しなどの被害が増加している。繁殖能力の高さや雑食性などの習性から、農作物被害のみならず、人の生活圏への侵入も懸念される。

○ニホンジカ

山間地での目撃情報が報告されている。生息数の増加により、農作物被害や森林に被害を及ぼすことが懸念されている。

(3) 被害の軽減目標

※10%軽減を目標

指 標	現状値（令和6年度）		目標値（令和9年度）	
	被害面積(ha)	被害金額(千円)	被害面積(ha)	被害金額(千円)
(カラス類) 水 稻	0.37	486	0.33	437
(カモ類) 水 稻	0.37	486	0.33	437
(ツキノワグマ) 水 稻 その他	現状の被害なしを維持			
(ハクビシン) 野 菜 果 物	現状の被害なしを維持			
(イノシシ) 水 稻 その他	0.31 0.03	404 29	0.28 0.02	364 26
(ニホンジカ) 水 稻	現状の被害なしを維持			

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	1. 猟銃による駆除（カラス類）	有害鳥獣捕獲許可のもと、にかほ市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）による銃器での捕獲を行い、被害が減少傾向ではあるが、取り組みの強化が求められている。
	2. 猟銃による駆除（カモ類）	有害鳥獣捕獲許可のもと、実施隊による銃器での捕獲を行い、被害が減少傾向ではあるが、取り組みの強化が求められている。

捕獲等に関する取組	3. わな及び銃器による捕獲 (ツキノワグマ)	目撃情報があった際には、看板の設置・防災行政無線により、注意喚起を行い、必要に応じて教育機関や高齢者福祉施設等関係機関への周知を行っている。 また、春及び秋には、出沒に係らず市広報により注意喚起し、周知に努めている。 現状では、有害鳥獣捕獲許可のもと、実施隊により、檻7基及び銃器による捕獲を行ってきたが、人家近くに出沒する個体が後を絶たず、今後は捕獲のみではなく、ツキノワグマを集落等に寄せ付けない環境整備に取り組む必要がある。
	4. わな及び銃器による捕獲 (イノシシ、ニホンジカ)	田畑での食害や掘り起こしがあった場合には、有害鳥獣捕獲許可のもと、実施隊により檻及び銃器による捕獲を行ってきたが、捕獲に至らない場合が多い。ツキノワグマ同様、今後は捕獲のみではなく、イノシシを田畑に寄せ付けない環境整備に取り組む必要がある。
	5. わな及び銃器による捕獲 (ハクビシン)	有害鳥獣捕獲のもと、檻11基による捕獲を行ってきたが、自家消費の野菜や果物への被害があり、継続した取り組みが求められている。
防護柵の設置等に関する取組	なし	
生息環境管理その他の取組	なし	

(5) 今後の取組方針

これまで、本市における主な農作物被害は、カラス類、カモ類による水稻への被害が多かったが、令和5年度から、イノシシによる食害や掘り起こしが急増した。また、ニホンジカの子撃情報も増加しており、繁殖能力の高さから、今後も被害の増加が懸念される。

本市では、イノシシによる食害等が発生した場合には有害鳥獣捕獲を試みてきたが、警戒心の強さから捕獲には至らない場合が多い。

ツキノワグマについては、人家周辺での目撃や糞及び食害などの痕跡があった際は、捕獲活動や緩衝帯設置等の対応をしてきた。

今後は不要果樹の伐採や電気柵の設置など、ツキノワグマを寄せ付けない環境の整備を図るとともに、地域住民に対してはそれらの意識啓発に努めていく。

また、猟友会の担い手育成のため、資格取得等に係る補助事業を継続していく。

- ・ 有害鳥獣を寄せ付けないための環境整備（助成）
- ・ 農家作物等の適正管理の普及啓発及び周知
- ・ 捕獲の担い手の育成

なお、ツキノワグマの捕獲については、県が定める「第13次鳥獣保護管理事業計画」と「秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第6次ツキノワグマ）（第3次ニホンジカ）（第3次イノシシ）」との整合性を図りながら行っていく。

また、これまでの被害防止計画を踏まえた被害防止計画を策定するにあたり、被害軽減目標を令和6年度の被害金額及び被害面積よりそれぞれ10%減少を目標設定とする。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

平成25年4月に実施隊を設置した。

実施隊員は、市職員及び仁賀保地方猟友会会員で構成し、市職員は市長が指名、猟友会会員は市長が任命する。

鳥獣被害対策実施隊のうち、主として対象鳥獣の捕獲に従事する者は、対象鳥獣捕獲員として市長が指名する。

また、ツキノワグマの捕獲に当たっては、捕獲に従事する者の事故防止のため、ライフル銃を使用できる隊員については所持・携帯させ、周囲の安全性を確認したうえで捕獲を行う。

ツキノワグマが出没した際に、速やかに対応できるよう連絡網を整備し、早期出動を可能とする。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7 ～9	カラス類 カモ類	実施隊と連携して、銃器による捕獲を実施する。
令和7 ～9	ツキノワグマ	被害が多発する地域で捕獲が必要とされた場合は、実施隊と連携してわなを設置し捕獲する。また、仁賀保地方猟友会と連携し地域住民を対象にわな猟等の免許取得を促進し、捕獲のための担い手確保、育成を図る。
令和7 ～9	ハクビシン	自家消費野菜等への被害については市が捕獲機材(箱わな等)を貸出するほか、地域住民を対象として農地に「寄せ付けない」「侵入を防ぐ」といった被害防止対策についての普及啓発に努め、被害の軽減を図る。
令和7 ～9	イノシシ	被害が多発する地域で農作物被害のための捕獲が必要と判断された場合は、実施隊と地域住民が連携し捕獲する。
令和7 ～9	ニホンジカ	被害が多発する地域で農作物被害のための捕獲が必要と判断された場合は、実施隊と地域住民が連携し捕獲する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
○カラス類	市内一円で被害が発生しており、直播後の種子への食害、苗の踏み荒らしを防止するため、実施隊が適期に一斉捕獲を実施する。
○カモ類	市内一円で被害が発生しており、直播後の種子への食害、苗の踏み荒らしを防止するため、実施隊が適期に一斉捕獲を実施する。
○ツキノワグマ	被害が多発した場合や人身被害が予想される場合は関係各所と連携を取りながら、「秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第6次ツキノワグマ）」の個体数管理に基づく捕獲とする。
○ハクビシン	農作物被害が発生する場合には、市と地域住民が連携して捕獲活動を行う。
○イノシシ	目撃情報や被害状況に応じて有害捕獲を実施する。なお、ツキノワグマの錯誤捕獲には十分留意する。
○ニホンジカ	目撃情報や被害状況に応じて有害捕獲を実施する。
○カラス類、カモ類の捕獲計画数は、過去3年間の捕獲実績の平均値の約1.5倍とするが、被害状況及び飛来状況・生息状況の調査に基づき捕獲数を変更するものとする。	
・カラス類、カモ類 令和4年度：66羽、 令和5年度：90羽、 令和6年度：46羽 平均：67羽	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
カラス類	50羽	50羽	50羽
カモ類	50羽	50羽	50羽
ツキノワグマ	個体数管理に基づく捕獲数		
ハクビシン	有害捕獲に努める		
イノシシ			
ニホンジカ			

捕獲等の取組内容
○カラス類・カモ類 実施隊が適期に一斉捕獲を実施する。 ○ツキノワグマ 実施隊を中心として被害防止活動を行う。 被害防止対策を講じても被害の軽減・防止ができない場合には、銃器及び檻（箱わな）による捕獲を行う。 ・被害防止対策 1. 親子グマの場合は、銃器による捕獲または花火による追い上げを実施する。 2. 人家付近では、かけ声または花火による追い上げを実施する。 3. 電気柵等を活用して、農作物等被害の防止を図る。 4. 各農家・地域住民に対して、被害防止対策として農作物等の適正管理の普及啓発を実施する。 ○ハクビシン 自家消費野菜等の被害については、地域住民に檻（箱わな）を貸出しして、有害鳥獣捕獲を行い被害が拡大しないように取り組む。 ○イノシシ 出没が確認された地域で、銃器及びわなによる捕獲を実施する。なお、ツキノワグマの錯誤捕獲には十分留意する。また、各農家・地域住民に対して、被害防止対策として農作物等の適正管理の普及啓発を実施する。 ○ニホンジカ 出没が確認された地域で、銃器及びわなによる捕獲を実施する。また、各農家・地域住民に対して、被害防止対策として農作物等の適正管理の普及啓発を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
散弾銃で仕留められない距離での捕獲の際にライフル銃が必要となる。ライフル銃の使用に当たっては、安土（あづち：バックストップともいう。）の確認を徹底するとともに、使用者に対し実技訓練等を実施し、安全性を確保する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
にかほ市	ツキノワグマの緊急的な捕獲が必要な場合や、ハクビシン、カラス類等の捕獲に関して権限移譲

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
	な し	な し	な し

(2) 侵入防止策の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	7年度	8年度	9年度
	な し	な し	な し

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7 ～9	カラス類 カモ類	春の種まき前に研修会等を行い、市の方針説明及び防止計画の推進に対する周知及び被害縮小に対する意識の共有を図る。
令和7 ～9	ツキノワグマ	市民への広報誌、パンフレットなどによる被害防止の意識啓発、出没時の注意喚起を図る。また、柿・栗などの果樹の収穫や、補助制度を活用した伐採を促進するなど、集落等に寄せ付けない体制づくりも併せて行う。 さらに、被害・目撃等の情報によりマップを作成し、現状把握の後、ツキノワグマの出没の温床になりえる耕作放棄地をなくすような啓蒙活動や民家等への接近を減らすための体制づくりを行う。
令和7 ～9	ハクビシン	生態に関する研究等が少なく、対策技術等も緒についたばかりであることから、市内での実態把握を進める。
令和7 ～9	イノシシ	広報誌、パンフレット等により目撃情報の報告を呼びかけ、市内の現状把握に努める。 農業被害対策として、耕作放棄地の解消による、里山への出没軽減の環境づくりを喚起する。
令和7 ～9	ニホンジカ	広報誌、パンフレット等により目撃情報の報告を呼びかけ、市内の現状把握に努める。 農業被害対策として、耕作放棄地の解消による、里山への出没軽減の環境づくりを喚起する。

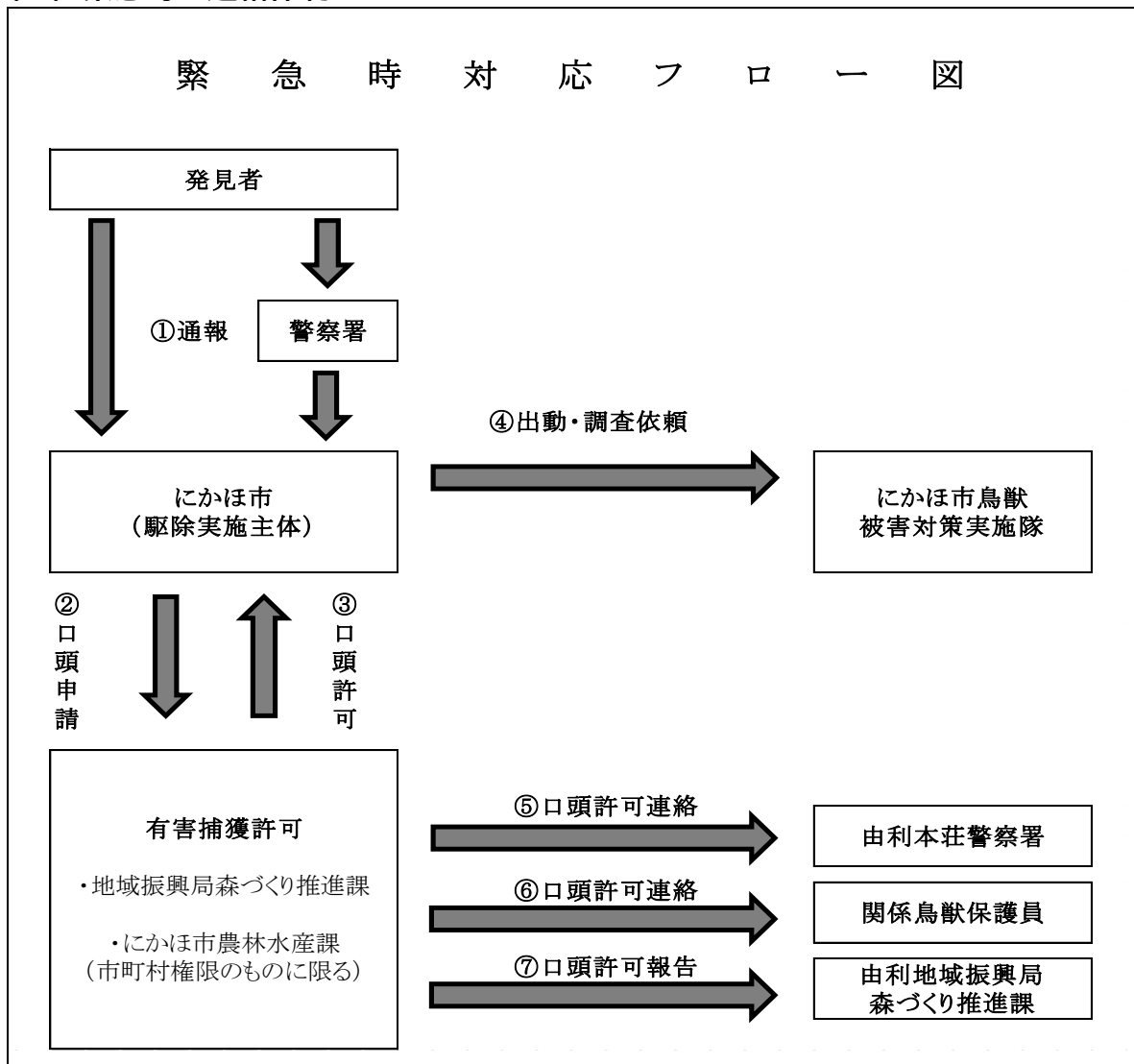
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
にかほ市農林水産課	鳥獣の捕獲に関すること。集落及び学校機関への周知、関係団体との連携調整に関すること。
仁賀保地方猟友会	装薬銃等を用いた捕獲に直接携わる立場から、捕獲活動や対策への助言・指導を行う

にかほ市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲許可に基づき、対象鳥獣捕獲員として捕獲活動を行う。また、パトロール活動等被害防止に努める。現場責任者は、現場ごとの安全確保のための作業手順を定め、実施隊員に周知徹底を図る。
由利本荘警察署	被害状況の情報提供・鳥獣捕獲の協力に関すること。
由利地域振興局農林部	鳥獣の捕獲許可、狩猟免許取得の推進・適正な捕獲指導に関すること。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

秋田県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領に基づき適正処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	衛生基準を満たす処理施設がなく、更に対象鳥獣の捕獲頭数も少なく、費用対効果の観点から食品としての流通・販売は困難である。
ペットフード	衛生基準を満たす処理施設がなく、更に対象鳥獣の捕獲頭数も少なく、費用対効果の観点からペットフードとしての流通・販売は困難である。
皮革	対象鳥獣の捕獲頭数が少なく、費用対効果の観点から皮革としての流通・販売は困難である。
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等	対象鳥獣の捕獲頭数が少なく、費用対効果の観点から商品等としての流通・販売は困難である。

(2) 処理加工施設の実施体制

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	なし
構成機関の名称	役 割
な し	な し

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
由利本荘警察署	被害状況の情報提供、鳥獣捕獲の協力に関すること。

仁賀保地方猟友会	鳥獣の捕獲に関すること。
にかほ市鳥獣被害対策実施隊	鳥獣の捕獲に関すること。
秋田しんせい農業協同組合	農業被害状況の情報提供に関すること。
本荘由利森林組合	森林被害状況の情報提供に関すること。
秋田県由利地域振興局 (農林部)	狩猟免許取得の推進、適正な捕獲指導に関すること。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年4月に実施隊を設置した。 隊員は、にかほ市の職員及び仁賀保地方猟友会の会員40名以内で構成し、そのうち狩猟免許所持者で適正な捕獲技能を有している隊員を対象鳥獣捕獲員として指名している。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策の実施にあたり、隣接する由利本荘市及び山形県遊佐町との情報交換を行いながら、捕獲活動などの連携について検討する。 また、にかほ市内でニホンジカとイノシシが目撃され、隣接する由利本荘市でも同様に目撃されていることから、今後の被害防止計画の作成に向けて、市内の農林業被害の実態や生息状況の把握を検討する。 なお、被害防止計画は、必要に応じて内容の見直し、変更を行うものとする。
